

昭和二十九年總理府令第六十五号

表層地質調査作業規程準則

国土調査法第三条第二項の規定に基き、表層地質調査作業規程準則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 準備作業（第十一条—第十三条）
- 第三章 現地作業（第十四条—第十七条）
- 第四章 室内作業（第十八条）
- 第五章 整理作業（第十九条—第二十二条）
- 附則 第一章 総則（目的）
- 第二章 準備作業（予察図の作成）
- 第三章 現地作業（調査の内容）
- 第四章 室内作業（柱状断面図の作成）
- 第五章 地質調査（表層地質調査の内容）
- 第六章 整理作業（表層地質調査の作業）
- 第七章 室内作業（現地調査の作業）
- 第八章 整理作業（柱状断面図の接合）
- 第九条 地図は、隣接する地図と接合するように調製するものとする。

（地図における表示の方法）

第十一条 表層地質素図、表層地質図、地質断面図及び柱状断面図に表示する様式は、別表二に定めるとところによるものとする。但し、別表二に定めのないものについてはその旨を注記して、適宜の表現様式によることができる。

第二章 準備作業

（予察図の作成）

第十二条 予察図は、水系、谷密度等を考慮して地形の開析状態を明らかにし、地形の主要素材で

ある岩石の分布及び性状並びに地質構造を表示するよう作成するものとする。

（編さん図の作成）

第十三条 予察図及び編さん図の作成に当つては、現地調査によつて明らかにすべき事項及びそれらに示さない事項を整理記録しておかなければならない。

（記録）

第十四条 現地作業における調査は、別表一の各調査項目について行い、これを路線図及び野帳に記載するものとする。

（調査の内容）

第十五条 路線図には、左に掲げる事項を記入するものとする。

（路線図及び野帳）

一 別表一の調査事項

二 踏査経路

三 露岩地点

四 野帳記載地点

五 試料しゆう集地点

六 その他路線図に記入することを適當とする事項

2 野帳に記載する事項は、前項の路線図に記入すべき事項以外の説明事項、参考事項及び路線図に記入することを適當としない事項とする。

3 野帳の様式については、国土交通大臣の定めるところによる。

（柱状断面図の作成）

第十六条 表層地質素図は、前条第一項の路線図を基として、同条第二項の野帳に記載した事項を参考とし、且つ、現地調査の調査項目相互間の関係を推定して総合的判断を行い、別表二の様式に従い別表一の調査事項を表示するよう作成するものとする。

（柱状断面図の作成）

第十七条 柱状断面素図は、未固結堆積物、薄い堆積物若しくは熔岩等におおわれているか又は二種類以上の岩石が累積しているために表層地質図では現況の判断ができるがたいと認める地点について、別表一の調査事項を垂直に表示するよう作成するものとする。

（柱状断面図の作成）

第十八条 室内作業においては、左に掲げる事項のうち必要と認めるものについてのみその作業を行ふ。

一 岩石その他の試料について検鏡を行い、その種類を鑑定する。
二 岩石の孔隙、空隙及びかたさなどについて物理的試験を行う。
三 岩石その他の成分について化学的試験を行う。

（室内作業）

第十九条 室内作業においては、現地調査において判定困難な試料及び表層地質図並びに説明書作成のため

に必要と思われる試料について鑑定及び試験を行う作業をいう。

（整理作業）

第八条 整理作業とは、現地作業及び室内作業の結果を基礎として、表層地質図、説明書、地質断面図及び柱状断面図を作成する作業をいう。

（地図の接合）

第九条 地図は、隣接する地図と接合するように調製するものとする。

第五章 整理作業

(表層地質図の作成)

第十九条 表層地質図は、表層地質素図を地形図に転記して作成するものとする。この場合において、前条の室内作業を行つた場合には、その結果に基いて補正した表層地質素図を転記して作成しなければならない。

(地質断面図の作成)

第二十条 地質断面図は、表層地質図は、表層地質素図を地形図に転記して作成するものとする。この場合において、前条の室内作業を行つた場合には、その結果に基いて補正した表層地質素図を転記して作成しなければならない。

向に水平五万分の一、垂直五万分の一若しくは二万五千分の一の縮尺で地形の断面を作成し、当該断面に別表一の調査事項を推定図示して作成するものとする。

2 地質断面図は、一図葉に二本以上を作成し、その断面方向及び断面の位置を表層地質図上に明示しておかなければならぬ。

(柱状断面図の作成)

第二十一条 柱状断面図は、柱状断面図を基とし、別表一の調査事項を表示するのに適当と認める方八条の室内作業を行つた場合には、その結果に基いて補正した柱状断面図によつて作成しなければならない。

(表層地質図説明書)

第二十二条 表層地質図説明書は、柱状断面図に基いて作成するものとする。この場合において、第十一条の室内作業を行つた場合には、その結果に基いて補正した柱状断面図によつて作成しなければならない。

表層地質図説明書は、別表三に定めるところに従つて記載し、地質の特性、地質と土地の開発、保全及び利用との関連並びに表層地質図に図示できない事項等を明らかにし、表層地質図等を使用する場合の便宜に供しうるよう作成するものとする。

附 則

(昭和四九年六月二六日総理府令第三九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年八月一四日総理府令第一〇三号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

別表一

調査項目

査

事

項

区分

一 岩石の

固結堆積物

未固結堆積物

碎屑物

砂岩

礫岩

火山性岩石

軽石

火山灰砂
火山碎屑物

二 岩石のかたさ			
庄碎岩	変成岩	深成岩	シラス ローム
(一) 岩片			集塊岩
1 はなはだやわらかい(未固結とも固結ともいえない程度の岩石で、たとえば、軟質泥岩、鮮新洪積世の軟質砂岩等)			凝灰岩質岩石(凝灰岩及び凝灰分に富む岩石)
2 やわらかい(耐圧 $100\text{kg}/\text{cm}^2$ 未満の岩石で、たとえば、大谷石、ごくやわらかい凝灰岩、鮮新洪積世の中位の砂岩、房州石等)			流紋岩質岩石(流紋岩及び強ハリ質岩石)
3 やややわらかい(耐圧 $100\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上四 $00\text{kg}/\text{cm}^2$ 未満の岩石で、たとえば、軟質凝灰岩等)			安山岩質岩石(石英安山岩、安山岩、玄武岩及び「ひん」(ひん)岩で、強ハリ質岩を除く。)
4 ややかたい(耐圧 $400\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上一、 $500\text{kg}/\text{cm}^2$ 未満の岩石で、たとえば、やわらかい安山岩、中位のかたさの凝灰岩、第三紀の中位のかたさの砂岩等)			花崗岩質岩石(花崗岩、花崗閃綠岩、巨晶花崗岩、半花崗岩、石英閃綠岩及び閃綠岩中で比較的優白色のもの又は片麻岩で片理構造の弱いもの)
5 かたい(耐圧一、 $500\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上二、 $600\text{kg}/\text{cm}^2$ 未満の岩石で、たとえば、安山岩、花崗岩、軟質玄武岩、かたい砂岩で、たとえば、安山岩、花崗岩、軟質玄武岩、かたい砂岩、かたい石灰岩、石英粗面岩、斑岩等)			斑岩(花崗斑岩及び石英斑岩)
6 はなはだかたい(耐圧二、 $600\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上の岩石で、たとえば、珪岩質砂岩、角岩、微晶質石英粗面岩、微晶質硬質安山岩、玄武岩、細粒ト、珪岩、珪岩質砂岩の一部等)			花崗岩質岩石(花崗岩、花崗閃綠岩)
(二) 岩体			
1 はなはだやわらかい(岩片としてのかたさが(一)の1に相当する岩石で構成され、風化、割れ目等により岩体としてのかたさが弱められていないもの及び岩片としてのかたさが(一)の2以上の岩石で構成され、風化、割れ目等の影響により岩体と			

現地作業及び整理作業における記号においては、その部分を全部彩色する。

